鉄道友の会中国支部規約

(名称)

第1条 この支部は「鉄道友の会中国支部」と称する。

(目的)

第2条 この支部は広島・山口・島根の3県を主な活動地域とし、鉄道趣味活動を通じて広く鉄道への興味・関心を深めるとともに会員相互間の親睦を図り、併せて鉄道の発展と地域 社会に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第3条 この支部は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - 1. 鉄道または鉄道趣味に関する行事の企画開催および協力
 - 2. 鉄道に関する研究調査および資料収集
 - 3. 例会の開催
 - 4. 機関誌、その他鉄道関係印刷物の刊行
 - 5. その他必要と認められる事業
 - 2 事業遂行のため、必要に応じて部会等を設けることができる。

(支部会員)

- 第4条 支部会員は、鉄道友の会支部規程第2章第4条、第5条、第6条に基づき、鉄道友の会会則第6章第28条に定める正会員費を納めた者で、この支部の目的に賛同し、鉄道友の会中国支部規約第5条に定める支部費を納めた者とする。
 - 尚、支部費のみの納入で支部に所属する会員となるための資格を得ることはできない。
 - 2 支部会員として支部に所属する資格は、支部事務局が支部費納入を確認し、支部長へその旨を報告した時点より効力を生ずる。
 - 3 支部活動・行事等への参加資格は、鉄道友の会支部規程第2章第4条に基づき、鉄道友の会中国支部規約第4条1項に定める者の他、鉄道友の会会則第6章第28条に定める正会員費を納めた者及び家族会員とする。
 - 4 支部会員は、鉄道友の会会則第1章、第2章及び鉄道友の会中国支部規約に従い、活動するものとする。

(支部費)

- 第5条 支部に所属する会員となるための資格は、鉄道友の会中国支部費規程に定める支部費を 納めた者とする。
 - 2 支部費の額は、支部費規程に定めるものとする。
 - 3 支部費規程の改定は、支部総会の審議により決議するものとする。

(事務局)

- 第6条 支部の事務局本局は、事務局長宅に置く。
 - 2 事務局の支局を、事務局次長宅に置く。
 - 3 事務局長が交代した場合においては、支部総会の決議に基づき事務局本局住所を変更する。
 - 4 支部長は、各種手続きに係り事務局長及び事務局本局住所を変更したことを証明しなければならない。
 - 5 事務局長は、支部長に代わり各種手続きを代行することができる。
 - 6 事務局次長は、事務局長に代わり各種手続きを代行することができる。

(役員)

第7条 支部役員は次の通りとする。

支部長(1名) 支部を代表し、会務を統括し支部運営の統括責任者となる。

副支部長(若干名) 支部長を補佐し、支部長に事故あるときは職務を代行する。

事務局長(1名) 支部を運営し、支部の責任者として事務及び会計を統括する。

事務局次長(若干名)事務局長を補佐し、事務局担務を分業し、例会や事業を統括する。

委員(若干名) 必要に応じて置き、担務を執行する。

監事(若干名) 支部の会計及び会務執行状況を監査、指摘、改善依頼する。

- 2 役員は総会で選出し、任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 支部役員は、任期中にやむを得ない事由で職を辞する場合は、支部長に正当な事由を申 し出て承認を受けなければならない。
 - 尚、特段の事由がある場合は、事由の申し出を省略できる。
 - 又、支部長は空席となる職について、上記2項の特例として支部総会の決議を得る事なく、支部長権限において次回支部総会までの間における代行者を選任しなければならない。

代行者は、既存役員が兼務することができる。

(顧問)

第8条 支部に顧問を置くことができる。顧問は支部長が委嘱する。

(支部役員会)

- 第9条 支部に支部役員会を置く。
 - 2 支部役員会を構成する要員は、支部総会にて選出された任期中の役員とする。
 - 3 支部長、事務局長及び事務局次長は、必要に応じて支部役員会を招集し、支部役員会を 構成する役員は、審議すべき事項について協議を行う。

(総会)

第10条 この支部を運営するための最高意思は総会において決定される。総会は定時総会及び 臨時総会とし、定時総会はこの支部の重要事項の報告および審議のため毎年度1回、 通常6月末日までに開催する。臨時総会は支部長が必要と認めたとき、または支部会 員の3分の1以上の要求があったときにこれを開催する。

- 2 支部長は書面、電磁的及びその他の方法により、総会を招集する。
- 3 支部長は、総会の議長になる。
- 4 総会は支部会員の3分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数をもって議決する。
- 5 総会で行使できる表決権は平等とする。
- 6 社会情勢上、総会を開催することが困難である場合は、支部長権限において審議を書 面表決及び電磁的な方法において行うことができる。
- 7 書面表決の決議については、事務局にて開票を行い支部役員会にて結果確認を行い確 定する。

尚、決議の確定結果については、開票確認後1か月以内に支部会員へ書面をもって報告しなければならない。

(会計年度)

第11条 この支部の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

- 第12条 規約の変更は、支部総会の審議により決議されるものとする。
 - 2 規約の変更は、社会情勢に合わせ、必要に応じて支部総会に上申するものとする。

(規約の効力)

第13条 規約の効力は、支部総会の決議で承認を受けたときから、効力を生ずる。

(疑義の解決)

第14条 当該支部規約に定めのない事項や、疑義が生じた場合は、支部長及び支部役員会にて 協議を行い、解決するものとする。

その場合、支部に不利益とならない解決策を採ることとする。

附則

この規約は昭和33年4月1日から施行する。

昭和34年 6月 1日一部改正

昭和37年 4月15日一部改正

平成15年 4月 1日一部改正

平成24年 5月20日一部改正

平成26年 5月18日一部改正

平成29年 5月21日一部改正

令和 3年 6月 5日一部改正

2022年 5月22日一部改正